

専攻建築士制度に関するQ & A

1. 専攻建築士制度

Q1 自ら仕事の範囲を狭めるようなことをなぜやるのでしょうか。専攻建築士制度のメリットとは？

A1 現状の建築士制度で十分に良いという意識は当然ありますが、最近の医師会の動きを見ると、その必要性がよく分かります。医師会は、医師の差別化を嫌っていました。

現在、専門医制度が認められてきましたが、それに長く反対してきました。医学会は専門別を名乗り、その分野の研修を義務化すべきだと主張してきました。そうした中、相次ぐ医療事故に抗し切れなくなって、現在は専門医の証書を患者に見せる、または名刺、看板に記載することが許されるようになって、患者はそれを見て判断することができるようになりました。

弁護士会も同様で、4年前までは「専門」を言えなかったのです。それが言えるようになったということは、今は「専門」を言わないと市民が相談に来ないということで、このように情報開示化のスピードは意外に速く、特に食品表示問題から市民の意識が変わってきています。

今まで「建築士」であれば何でもできると言ってきたのが、今は、むしろ自分の専門分野を積極的に表示して、仕事を受けたときは、例えば設計専攻と、構造・設備・生産専攻建築士と連携してやるから良いものができる、体制明示の方が施主の信頼を得ることができるのではないのでしょうか。

自分達を守るだけの議論はもう社会に通用しなくなっています。「業務独占」という規制で守られている「建築士」は、自らの社会的責任を明確にしなければならぬ時代となっています。建築士業務の中では、医療事故のようなことは見えにくいのですが、弁護士は、建築士が市民を裏切るようなことは枚挙に暇がないと責め立てます。こうしたことを見越して、建築士会は医師会と同じ轍を踏まぬよう、建築士にとってメリットがあるからやる、ないからやらないという論理ではなく、社会に対して、職能団体としての最低限のなすべきことの一つとして理解して頂きたいのです。

Q2 専攻建築士制度参加者に対するメリット付けは可能ですか。

A2 公共工事の発注に関連して、入札参加要件、経営審査に加点されるなど、業務受主に繋がることは、現在CPD制度で実例があります。「専攻建築士制度」も同様な社会的評価が得られるものと期待しています。

ただ、建築士会としては、建築士の社会的責務に応えるため、市民に対しそれぞれの建築士がどういうジャンルでどういう仕事をしているかを、一定の情報を整理し、開示していくとい

う職能団体としての責務を果たすべきではないでしょうか。建築士が専攻建築士になるかどうかは、個人の判断によりますが、建築士会は一人の応募者があっても受け入れる体制を作らなければならないものと理解して頂きたいのです。

Q3 専攻建築士の実務と研修をどのように考えれば良いのでしょうか。また、専攻建築士のレベルをどこに設定するのですか。

A3 専攻建築士を社会に表示するときに何が基本かといえます。講習会等を受けて勉強したという以前に、その建築士は職能者として、こういう仕事をしているという実務評価が一番大事な情報です。研修を受け何ポイントというのは、実務を補完するもので、専攻建築士制度に実務型評価と、研修型評価を併せて取り入れたのは、先行するAPECエンジニアの、外国との資格の同等性の議論の中で、実務実績と研修実績の両方を見ることになり、そうした潮流に倣ったものです。専攻建築士の基本は実績評価です。

また、専攻建築士のレベルというのは、その建築士の評価を、例えば設計の上手い下手で評価するものではありません。そうした評価は施主がその建築士の過去の仕事を見て、仕事を依頼するかどうかで評価される訳で、実績を上げている人は社会から信頼を得ていると見ます。

また、建築士には国家試験によって、一級・二級・木造という業務範囲の規制がありますが、専攻建築士は、これをベースにして、一定の実績と経験を経て、責任を持って仕事を引き受けられることを客観的に証明しています。

2. 実績・経験の評価

Q4 建設会社や建築事務所の経営者の実務実績をどのように評価するのでしょうか。

A4 初回の申請については、現在の職場の立場だけではなく、過去20年間に遡り、例えば設計の実績が責任ある立場で3件以上あれば、認めます。代願も同様の扱いで、今は代願業務が主であっても、過去に設計・工事監理の実績があれば、その実績で「設計専攻建築士」を申請すれば受け付けます。ゼネコンや役所等複数の領域のある組織の中の、人事異動による領域の移動についても同様です。

ただ、更新の際は、業務独占(設計・構造・環境設備)に対応する分野を管理・統括している場合は、申請により実務実績として認めますが、更新までの5年間に、実務実績が代願業務のみの場合は、設計専攻を継続することは適わなくなるため、生産専攻に変更願うことになります。

Q5 「管理建築士」の実務実績をどのように評価するのですか。

A5 現在の建築士法上は、全てを統括管理しているという建前

です。多くの一人事務所で技術監理まで出来ているところは問題ないでしょう。けれど、大きな組織で、設計事務所と施工部門があるところは、その領域の判断について悩むところです。

この場合、ケースバイケースの要素が強く、それぞれの申請書の内容を良く読取って判断しなければならぬことになります。

Q6 ゼネコンの部長などで、いくつもの現場を全体として統括管理しているような立場の者はどうやって書けばいいのですか。

A6 実務内容がわかるように、管理している現場を期間が重複しない範囲で記載してください。

Q7 建築関係の会社勤務であっても総務、営業、経理等の実務実績をどのように評価するのですか。

A7 「建築士」の資格を活かしての業務かどうかで判断します。

Q8 建築士免許取得後、実務経験が15年を超えるものであれば、初年度は30単位以上のCPDの蓄積がなくても専攻建築士の認定申請ができるのでしょうか。

A8 建築士免許取得後、15年を超える実務経験での申請者は、これまでのCPD単位の蓄積がなくても問題ありません。

Q9 必要実務年数は実働年数ですか。単純に3~5年の期間が経過していることを意味するのですか。例えば1年間ブランクが有ってもよいのですか。

A9 必要実務年数は、継続して実務を行っていた期間を課案した年数で、当然1年間のブランクは算入できません。

Q10 一級建築士免許取得後12年、二級建築士免許取得後15年以上なので、専攻建築士の認定申請をしたいのですが、一級建築士と二級建築士では何か違いが出てきますか。

A10 専攻建築士制度では、級による違いは建築士法で既になされているという前提です。

両方お持ちの場合は、証書に表示されますのでより上位の資格で申請されることをお勧めします。なお、二級建築士免許時に、専攻建築士となり、その後、一級建築士免許を取得した場合、申請すれば、証書の書き換えは致します。

Q11 建築士資格取得までの実績が法定年数を超えている場合は、2年まで実績として参入できる とありますが、どういふことですか。

A11 建築士試験に合格するまでに実績を十分積んでいる建築士を想定したもので、一級建築士の受験資格に、大卒で必要最低実務経験年数が2年となっているのを取り込みました。

例えば、設計専攻申請者(資格取得後5年)で、建築士免許取得後、実務経験が3年の場合は、免許取得前の法定年数を超えた実務経験のうち、2年を限度に取り込んで計5年とし、申請資格を認めるものです。

Q12 2つの専攻領域にまたがる業務を行っているような場合、15年以上の実務経験年数で申請することができますか。

A12 それぞれの専攻領域別の必要実務経験年数があり、実務実績件数(3件以上)もそれぞれ満足する事で申請可能です。建築士免許取得後15年を超えている場合の特典は、専攻建築士申請時にCPD単位の蓄積が不要とご理解ください。

Q13 2件の業務を同時進行で携わった場合の実務経験期間と実務実績期間はどうカウントするのですか。

A13 例えば、1年の期間の業務が、半年づつずれて3件続いた場合、実務経験期間は2年とカウントし、実務実績は、2年間の実務実績件数が3件とカウントします。

Q14 責任ある立場での実務実績シートの写真は義務ですか。

A14 写真は可能な限り付けることが原則です。ただし、写真でなければ説明が困難な場合や、特に棟梁専攻を申請する場合は、写真貼付は必須となります。

棟梁の場合は、外観のみでなく、規矩術、木組みのわかる天井裏等の写真をつける必要があります。

3. 領域別実務実績、経験年数

Q15 まちづくりはプロジェクト期間が長く、他の領域と同様の要件数3件というのは如何なものでしょう。

A15 まちづくりは長期に亘りますが、他の領域と比べて密度に差があることが多いため、申請内容に応じ、一年間専任したと推定できる範囲で、一件と読取ることいたしました。

Q16 まちづくり専攻のイメージが良く分かりません。ボランティア的な市民活動(ごみ拾いや街路の花壇の世話...)のようなものもいふのですか。

A16 あくまでも建築士としての役割を問うております。景観保存、まちおこし運動などが対象となり、報酬を受けての業務なのか、報酬を受けないボランティアなのかは無関係です。

Q17 「建築士」または「建築施工管理技士」資格取得後の専攻領域の実務経験年数は、生産が3年、棟梁が5年以上となっていますが、どちらか先に取った資格からの年数でよいのでしょうか。

A17 その通りです。「建築施工管理技士」を取得後、「建築士」をとった場合は、「建築施工管理技士」の資格取得後の年数を経験年数とすることができます。

Q18 生産と法令専攻建築士の専門分野に、鑑定書作成業務がありますが、それぞれの業務内容には、どのような違いがあるのでしょうか。

A18 生産の方は「用地買収等に伴う補償費用算出の建物の設

計・積算」等を、法令の方は「訴訟等に関わる鑑定書の作成」を指します。

Q19 特殊建築物の定期報告の業務は、どの専攻領域の専門分野表示に該当しますか。

A19 生産専攻の維持管理に該当します。

Q20 生産の場合の「責任のある立場での実務実績」はどのような立場が責任のある立場と言えるのでしょうか。

A20 施工、現場管理の過半を担当する所長や主任、また、大規模な現場の場合、各部門の主任等を指します。

Q21 棟梁専攻と、設計専攻を重複申請した人がいます。棟梁専攻の主旨から疑問を感じます。

A21 棟梁は、「設計から施工まで一貫してできる」としておりますので、棟梁と、設計、生産の重複申請は認めないことといたしました。

Q22 民事調停委員をやっていますが、委託期間は長くても、その都度の事件に関わる時間を積み上げても法令専攻で必要な3年にならないのですが、どのように考えればよいのでしょうか。

A22 裁判所から委託された期間を実務経験年数としてカウントして下さい。

Q23 法令専攻の実務実績記入に関して、裁判所支援業務の場合守秘義務があるので記入できません。どうすればよいのでしょうか。

A23 申請用紙の記入例に倣って記入してください。

Q24 教育関係の講師や教員などの場合は、どの専攻領域に入るのですか。

A24 公務員である工業高校の先生が、民間の建築設計の仕事が禁止されているように、実務をしている方は稀だと思います。専攻建築士制度は、実務実績のある建築士を明確にしようという主旨で生まれた制度なので、実務実績のある場合は、その領域で申請できますが、実績のない場合は、専攻建築士を申請することは、制度の主旨とは合わないことから、認めないことといたしました。現在、教育を「実務」として位置づけ、新たに教育者の専攻領域の設定を検討しております。

4. CPD 単位

Q25 制度開始 初年度 30 単位、2 年目 50 単位、3 年目 100 単位とありますが、初年度とは、何年のことですか。

A25 初年度とは、その建築士会が専攻建築士制度を開始した年度であり、それから、2 年目、3 年目という経過措置です。

Q26 初年度 30 単位の、実務と研修の内訳はどのように考えれ

ばよいのでしょうか。

A26 実務と研修の CPD 単位のバランスは、実務 14、研修 36 を目標としています。可能な限りこれに近いことが良いのですが、その建築士会が CPD 制度を始めた時期、申請者が CPD に参加した時期によりそうした配分が不可能な場合もありますので、臨機応変に対応をお願いします。

Q27 30 単位取得していて、更に実務実績が 15 年を超える者の場合、どちらで申請した方が記載が簡便ですか。

A27 どちらも申請書の記載事項は同様で、いずれかが簡便となるものではありません。

Q28 十分な実績のある 15 年以上の建築士は、実務実績のみの審査でよいとする経過措置に、CPD30 単位(初年度経過措置)を求められる実務経験 15 年以下の建築士から不公平との声があります。どのように説明すればよいでしょう。

A28 経験 15 年以上の建築士も申請する時は、当然、申請書類を提出します。申請書類には、領域別実務履歴があり、そこに実務型 CPD の単位を記入します。経験 15 年以上の建築士の場合、その合計は、軽く 30 単位を超える実態があります。

Q29 CPD の単位が 80 単位を超える人の場合、一年の 50 単位より 30 単位が残りますが、それはどうするのですか。

A29 CPD はその人の研修なり実務を単位に置き変えた記録の集積であって、50 単位というのは専攻建築士が一年の目標とする数値です。標準より年に 30 単位も研修や仕事を多くこなしていることを自身のセールスポイントに使っては良いでしょう。

Q30 実務実績評価ガイドラインの 2~4、5~10 単位はどう解釈すればよいですか。

A30 上限と下限を示したもので、建築士会で状況を見て判断頂きたい。申請書類を吟味しながらの判断もあり得ます。

Q31 工期の期間だけで単位をつけることでよいのでしょうか。

A31 工期のみでなく、担当者としての関わり方、責任ある立場での関わり方を問うており、実務実績用紙には業務ごとに規模、構造も記入の上、単位数を記すようにして下さい。総合的判断も加味されて評価されるべきものです。

Q32 申請専攻領域が複数の場合、一年 50 単位×領域数となるのですか。

A32 更新条件は現在検討中ですが、標準で、実務 14 単位の過半あることを最低条件にしようとしています。研修については、一つの領域にのみ有効というのではなく、幾つかの側面をもった内容であることが多く、こちらも単純に複数領域×36(標準)である必要はないと考えています。

Q33 実務履歴の記入で 20 年前の実務から可能とありますが、

CPD を 30 単位習得による申請者の場合、5 年前からの実務履歴の記入でも可能と考えて良いでしょうか。

A33 その 5 年間に責任ある立場での実務実績 3 件以上があれば、審査基準で定める必要な実務経験年数を満足する期間の実務履歴の記入で構いません。

Q34 建築構造士、APEC エンジニアを取得しています。資格取得者は無条件で構造専攻になれるとありますが、建築士会の CPD 単位 30 は必要でしょうか。

A34 建築構造士は協定により、資格者証の写しを提出することにより、実務経験年数と実務実績、CPD 単位が免除されます。APEC エンジニア（構造）も同様ですが建築士会に入会して頂く条件がつくことになります。

5. その他

Q35 申請者が独自の名称で専門分野表示を申請してきた場合、どのように対処すればよいですか。また、専門分野表示の例示は固定した方がよいのではないのでしょうか。

A35 制度をつくりあげる側の責任として、予測される分野を網羅して準備すべきという議論もありますが、把握しきれないほどに専門分化している現実があるからこそ、少なくとも 7 つの領域に分けましょう という主旨で始まった制度です。まず 7 種類のどこの業務に責任を持ちますと明示することが第一の目的です。

専門分野(得意分野)は、示したい方は示す自己申請ですし、表示するにしても実績がなければ不可です。1 領域につき 3 分野までとし、実績件数も 3 件あることを条件に加えました。今までにない表記の場合は、ピアチェックの際、主旨を確認し、予備審査で検討し、否であれば申請者に納得頂き変更願います。可であれば審査評議会に諮り、連合会の認定評議会宛申請して下さい。

Q36 CPD 登録者や専攻建築士が、転職や転居の場合、再度、建築士会に入会金を払うのですか。また、CPD の取得単位及び取得した専攻建築士登録はどうなりますか。

さらに、建築士会入会前の CPD バーコードは有効ですか。

A36 建築士会内の支部移動については、入会金を新たに払う必要はありません。都道府県が異なる移動の場合は入会金を免除するところが多いのですが、そうでない場合もあるので確認が必要です。また、CPD は個人の経験した実務と、勉強した記録であり、どこに移ろうと有効です。専攻建築士についても、登録して 5 年間は有効です。ただし、変更事項の届出は必要となります。

建築士会入会前に取得した CPD バーコードは、入会した建築士会のデータ登録が可能な有効期間内の CPD バーコードであれば、データ登録ができます。

Q37 登録手数料の支払い時期は、書類審査・認定通知後でしょうか。

A37 申請時にお支払い願います。何らかの理由により認定・登録に至らなかった場合、登録手数料は返還します。

Q38 専攻分野の特性に基づく必須単位や専門講習のようなものは無いのでしょうか。

A38 現在はありません。ただし、登録更新までに特別認定講座（法令改正、指定講習等）等の受講を必須とする方向で検討されています。

Q39 消費者や社会に対し、明示する具体的な方策（認知してもらう方策）は？

A39 一過性のものではなく、HP 等で地道に PR をしていきませんが、専攻建築士という一定のレベルと実績に裏付けられた建築士が顕在化することこそ重要と考えています。

6. 用語

Q40 ファシリティ マネージメント (FM) とは

A40 企業、団体などの利用施設及び環境を、経営視点から総合的に企画、管理、活用する経営管理活動。「施設とその環境」をファシリティと言い、ファシリティを通じた経営活動の意。アメリカ国会図書館に登録されている FM の定義：組織における人と業務に対応して、物理的な職場空間を最も適したものにする実務であり、経営学、建築学、行動科学、管理工学の諸原理が統合された分野。

Q41 コンストラクション マネージメント (CM)とは

A41 技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うもの。

なお、プロパティ マネジメント(資産管理)も PM と略されるが、これは個人や財産を管理運営する業務。